

【件名】

日本における新たな水際対策措置（6月以降の水際措置の見直し）

【ポイント】

- 入国時検査及び入国後待機期間について、入国前に滞在した国・地域が「赤」・「黄」・「青」の3つに区分され、指定区分に応じた措置が適用されます。
- ブータンは「黄」区分に指定されました。6月1日（水）午前0時（日本時間）以降にブータンからの帰国者・入国者は、入国時検査を実施した上で、原則7日間の自宅待機を求められますが、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続は求められません。要件を満たすワクチン3回目接種者については、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機も求められません。
- ブータンから出発する際の出国前検査については、引き続き求められます。

【本文】

1 5月20日に発表された「水際対策強化に係る新たな措置（28）」に基づき、6月以降の入国時検査及び入国後待機期間について、入国前に滞在した国・地域が「赤」・「黄」・「青」の3つに区分され、指定区分に応じた以下の措置が適用されます。

（1）「赤」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、入国時検査を実施した上で、検疫所が確保する宿泊施設での3日間待機を求め、宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅待機を求めないこととします。このうち、ワクチン3回目接種者については、宿泊施設での待機に代えて、原則7日間の自宅待機を求めることとし、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続を求めないこととします。

（2）「黄」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、入国時検査を実施した上で、原則7日間の自宅待機を求めることとし、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続を求めないこととします。このうち、ワクチン3回目接種者については、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機を求めないこととします。

（3）「青」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、ワクチン3回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機を求めないこととします。

詳細は以下の URL（一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等）を御参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0520_28.pdf

（※）要件を満たすワクチン接種証明書の詳細は、以下の URL（厚生労働省ホームページ：入国後の自宅待機期間の変更等について）を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html

2 5月26日、ブータンについては、「黄」区分に指定されました。6月1日（水）午前0時（日

本時間)以降にブータンから日本に帰国・入国する方は上記1(2)の措置が適用されます。5月31日(火)にブータンを出発し、6月1日(水)に日本に到着する場合は、本件措置の対象となります。なお、入国後の待機のため自宅等まで移動する際、公共交通機関の使用は引き続き可能となります(ただし、入国時の検査(検体採取)から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等までの最短経路での移動に限ります。)。空港からの移動手段、入国後の待機場所、空港での海外在留邦人向けワクチン接種の予約を変更する必要がある方は御注意ください。

御参考: 全ての入国者に共通の措置(厚生労働省ホームページ: 水際対策に係る新たな措置について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(お問合せ先)

在インド日本国大使館

電話: +91-(0)11-4610-4610(代表)

メールアドレス:

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関する事など jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>